

# 筑波大学大学院出願資格(有無)及び出願資格審査申請について

## I 修士課程・博士前期課程・一貫制博士課程の出願資格の確認について

- ・選抜方法別に「1 一般入学試験の出願資格について」、「2 社会人特別選抜の出願資格について」、「3 図書館情報学キャリアアッププログラムの出願資格について」により確認すること。
  - ・いずれの選抜方法にあっても「A 出願資格審査を要しない者」に該当する者は、出願資格審査(\*)に申請することなく直接出願すること。
  - ・いずれの選抜方法にあっても「B 出願資格審査を要する者」に該当する者は、出願前に出願資格審査(\*)に申請し、審査の結果、出願資格が認定された場合に出願することができる。  
申請に当たっては「II 出願資格(9)~(12)の出願資格審査」をよく読み、申請すること。
- (\*)出願資格審査とは、本学大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があるか否かを出願前に審査すること。

### 1 一般入学試験の出願資格について

大学院に出願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者である。

#### A 出願資格審査を要しない者

- (1) 学校教育法第 83 条に規定する大学(以下単に「大学」という。)を卒業した者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに卒業見込みの者  
日本国内の 4 年制大学を卒業した者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに卒業見込みの者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに授与される見込みの者  
大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに授与される見込みの者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに修了見込みの者  
小学校入学から大学卒業までに 16 年以上の課程を要する外国の大学を卒業した者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに卒業見込みの者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに修了見込みの者  
日本国内で小学校入学から大学卒業までに 16 年以上の課程を要する外国の大学が行う通信教育を受け卒業した者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに修了見込みの者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに修了見込みの者

## 文部科学大臣指定外国大学日本校

テンプル大学ジャパン(教養学部、コミュニケーション・シアター学部、芸術学部、観光ビジネス学部

【平成 21 年 8 月 31 日付「観光ビジネス学部」廃止】

天津中医薬大学中薬学院日本校(中薬課程)

北京語言大学東京校(中国語学部中国語学科)

- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに授与される見込みの者

外国において学校教育における 16 年に満たない課程を修了した者のうち、当該外国の政府・関係機関の認証を受けた者による評価を受けた大学等で、修業年限が3年以上の課程を修了し、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに授与される見込みの者

本条件で出願する予定の方は、募集要項記載の担当・問合せ先又は「Ⅱ(2)申請期間・提出先」の教育推進課大学院入試まで、出願前にあらかじめお問い合わせください。

- (7) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 155 条第 1 項第 5 号の規定により、文部科学大臣が別に指定する専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに修了見込みの者

専修学校専門課程の修了者で「高度専門士」の称号を付与された者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに修了見込みの者で、「高度専門士」の称号を付与される見込みの者

- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号:旧大学令による大学又は各省庁設置法・組織令、独立行政法人個別法による大学校を卒業した者等)

主な指定＝教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭、若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で 22 歳に達した者など  
詳細は巻末に掲載

## B 出願資格審査を要する者

- (9) 本学の大学院において行う個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したものと及び平成 29 年(2017 年)3 月までに 22 歳に達するもの  
短大・高専・専修学校・各種学校の卒業者、外国大学日本校、外国人学校その他の教育施設の修了者(見込みを含む。)で、個人の能力の個別審査により、本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- (10) 平成 29 年(2017 年)3 月末日で大学に 3 年以上在学した者であって、本学の大学院が、本学の大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

(11)平成 29 年(2017 年)3 月末日で次の各号の一に該当する者であって、本学の大学院が、本学の大学院の定める所定の単位を優秀な成績で修得したと認めたもの

①外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者

②外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者

③我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(12)学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 7 号の規定により大学院に入学した者であって、当該者その後に入学者を本学の大学院において、教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

## 2 社会人特別選抜の出願資格について

「1 一般入学試験の出願資格について」(1)~(9)、(11)、(12) のいずれかに該当し、かつ、下表に該当する者。ただし、人間総合科学研究科博士前期課程看護科学専攻のみ卒業見込みの者又は修了見込みの者を含み、看護科学専攻以外の専攻は卒業見込みの者又は修了見込みの者を除く。また、(11)の平成 29 年(2017 年)3 月末日を除く。

人文社会科学研究科博士前期課程、数理物質科学研究科博士前期課程、生命環境科学研究科博士前期課程
平成 29 年(2017 年)3 月までに常勤、非常勤を問わず 1 年以上の社会的経験(企業・官公庁・教育関係機関等での就業。家事従事等の経験含む。)を有する者、又は有する見込みの者。

人間総合科学研究科博士前期課程障害科学専攻、教育研究科修士課程
平成 29 年(2017 年)3 月までに常勤、非常勤を問わず 2 年以上の社会的経験(企業・官公庁・教育関係機関等での就業。家事従事等の経験含む。)を有する者、又は有する見込みの者。

人間総合科学研究科博士前期課程看護科学専攻
入学時に保健・医療・福祉関連の領域で、概ね 3 年以上の実務経験(通算可)を有する者。

## 3 図書館情報学キャリアアッププログラムの出願資格について

「1 一般入学試験の出願資格について」の(1)から(12)のいずれかに該当し、かつ、下表に該当する者

図書館情報メディア研究科博士前期課程図書館情報メディア専攻
平成 29 年(2017 年)4 月 1 日現在、3 年以上の実務経験を有する者

## Ⅱ 出願資格(9)～(12)の出願資格審査

下記により出願資格審査申請を行なうこと。

### (1) 提出書類

表 2 を参照すること。

- ① 出願資格(9)～(12)で出願しようとする者(ただし、社会人特別選抜は(9)、(11)、(12))
    - (ア)出願者調書(指定様式)
    - (イ)通常の出願書類
    - (ウ)その他研究科が必要と認める書類
  
  - ② 出願資格(9)で出願しようとする者のうち、原則として、外国人出願者で、大学教育修了までの学校教育の課程が 16 年に満たない国において大学教育を修了した者で、次の(a)に該当し、かつ、本学大学院において、(1)の大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
    - (a) 大学教育修了後、国内若しくは国外の大学又は大学共同利用機関等これに準ずる研究機関において研究生、研究員等として相当期間(おおむね 1 年以上とする。)研究に従事した者及び平成 29 年(2017 年)3 月までに従事することとなる見込みの者
- (ア)通常の出願書類

注)上記①、②とも検定料は出願資格審査の結果が出るまでは払い込まないこと。

### (2) 申請期間・提出先

申請期間は、表 3 を参照すること。

受付時間は、9 時から 11 時 30 分、13 時 30 分から 17 時まで

郵送の場合は、角形 2 号封筒(縦 332 mm×横 240 mm)を各自で用意し、宛名シート②に所要事項を記入の上、封筒に貼り付け、書留速達にして郵送すること。申請期間内必着とする。

なお、宛名シート②は学生募集要項の出願書類からダウンロードできる。

提出先・問い合わせ先

〒305-8577

茨城県つくば市天王台 1-1-1

筑波大学教育推進部教育推進課大学院入試

電話 029 (853) 2230・2231

### (3) 審査結果の通知

郵送により通知する。併せて、E-mail 又は電話でお伝えすることがある。

◎大学院及び大学の専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を指定(昭和 28 年 2 月 7 日 文部省告示第 5 号)

学校教育法施行規則(昭和 22 年 文部省令第 11 号)第 155 条第 1 項第 6 号の規定により、大学院及び大学の専攻科の入学に関し、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者を、次のように指定する。

- ① 旧大学令(大正 7 年 勅令第 388 号)による大学を卒業した者
- ② 旧高等師範学校規程(明治 27 年 文部省令第 11 号)による高等師範学校専攻科を卒業した者
- ③ 旧師範教育令(昭和 18 年 勅令第 109 号)による高等師範学校又は女子高等師範学校の修業年限 1 年以上の研究科を修了した者
- ④ 旧中等学校令(昭和 18 年 勅令第 36 号)による中学校若しくは高等女学校を卒業した者又は旧専門学校入学者検定規程(大正 13 年 文部省令第 22 号)により、これと同等以上の学力を有するものと検定された者を入学資格とする旧専門学校令(明治 36 年 勅令第 61 号)による専門学校(以下「専門学校」という。)で修業年限(予科の修業年限を含む。以下同じ。)5 年以上の専門学校を卒業した者又は修業年限 4 年以上の専門学校を卒業し修業年限 4 年以上の専門学校に置かれる修業年限 1 年以上の研究科を修了した者
- ⑤ 防衛庁設置法(昭和 29 年 法律第 164 号)による防衛大学校又は防衛医科大学校を卒業した者
- ⑥ 独立行政法人水産大学校法(平成 11 年 法律第 191 号)による水産大学校(旧農林水産省設置法(昭和 24 年 法律第 153 号)、旧農林水産省組織令(昭和 27 年 政令第 389 号)及び独立行政法人国立公文書館等の設立に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成 12 年 政令第 333 号)による改正前の農林水産省組織令(平成 12 年 政令第 253 号)による水産大学校を含む。)を卒業した者(旧水産庁設置法(昭和 23 年 法律第 78 号)による水産講習所を卒業した者を含む。)
- ⑦ 国土交通省組織令(平成 12 年 政令 255 号)による海上保安大学校(国家行政組織法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(昭和 58 年 法律第 78 号)による改正前の海上保安庁法(昭和 23 年 法律第 28 号)及び旧運輸省組織令(昭和 59 年 政令第 175 号)による海上保安大学校を含む。)を卒業した者
- ⑧ 職業能力開発促進法(昭和 44 年 法律第 64 号)による職業能力開発総合大学校の長期課程を修了した者(旧職業訓練法(昭和 33 年 法律第 133 号)による中央職業訓練所又は職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業訓練法の一部を改正する法律(昭和 60 年 法律第 56 号)による改正前の職業訓練法(昭和 44 年 法律第 64 号)による職業訓練大学校の長期指導員訓練課程を修了した者、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成 4 年 法律第 67 号)による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校の長期課程を修了した者及び職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成 9 年 法律第 45 号)による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校の長期課程を修了した者を含む。)

- ⑨ 国土交通省組織令による気象大学校(旧運輸省設置法(昭和24年法律第157号)及び旧運輸省組織令による気象大学校を含む。)の大学部を卒業した者
- ⑩ 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有する者で22歳に達したもの
- ⑪ 旧国立養護教諭養成所設置法(昭和40年法律第16号)による国立養護教諭養成所を卒業した者で、教育職員免許法による中学校教諭若しくは養護教諭の専修免許状又は一種免許状を有するもの
- ⑫ 旧国立工業教員養成所の設置等に関する臨時措置法(昭和36年法律第87号)による国立工業教員養成所を卒業した者で、教育職員免許法による高等学校教諭免許状及び3年以上教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するもの

注:上記①～⑫の資格により出願する場合は、当該資格に関する証明が必要です。

例:⑩該当者＝教育職員免許状の写し